

茨木市議会議員(無所属)



あびこ浩子 ゆめ・みらい通信

連絡先：(自宅) 茨木市穂積台1 2-503穂積台グランドコーポ

TEL&FAX 072-624-5480



Facebook：安孫子浩子 | WEBサイト：<http://www.hiroko-abiko.jp>



穂積コミセン お餅つき(多世代交流)

今年もあとわずか！

年末行事、子どもたちの良い思い出になりますように

みなさま、いつもお世話になっております。安孫子浩子です。

今年も残すところあとわずかとなりました。クリスマスが3連休でした。皆様ご家族で、友人と、素敵なお時間を過ごされたことでしょうか。この3連休には年末の各種行事が地域で取り組まれていました。クリスマス会、餅つき大会、などいくつかに参加させていただきました。

子ども会活動は最近参加する子どもの数が減り、運営が大変だというお声をお聞きしています。近頃では子ども会に加入しないご家庭が増えてきているとのこと。強制ではないので、それぞれのご意思で加入するかどうかを決めていただけたらよいのですが、子ども時代に異年齢でいっしょの活動する機会が減ってしまっている今では、とても貴重な活動だと思います。私自身が茨木で子ども会・ジュニアリーダー、中学生リーダー、高校生リーダー、キャンプカウンセラーと、子ども会活動と一緒に成長してきた経験があり、自分の子どもたちの時には、年中いろんなイベントを楽しんでいました。我が家はマンションです。夏休みの一日、夕方子どもたちを集めて怖い話大会、隣接公園で花火、一旦帰宅して食事お風呂を済ませてから、集会室でお泊り、翌朝ラジオ体操、宿題タイムなど楽しい一日を過ごしました。親子一緒に集会室で寝るなんてめったにできない経験でしたし、お母さん同士がとても仲良くなれました。楽しい思い出です。子どものためではありますが、子どもがいてくれるからこそ楽しめるいろんなことがあります。何より、子どもの活動を通じて親の友達の輪が広がったことは、とても有り難いことでした。子どもたちが成人した今でも、親同士は続いています。

孤立する人を作らない地域にするためには、日ごろのお付き合いが大切です。様々な地域行事は人と人とつなぐ良い機会になると思います。参加いただけたら嬉しいです

【あびこ浩子プロフィール】

- ◆玉櫛小・南中卒業／1980大阪府立千里高校卒業／1984関西大学文学部卒業／2008大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野修士課程修了／大学時代銭原キャンプ場でカウンセラーとして活動
- ◆1984高槻市立第7中学校教諭／1987茨木市立三島中学校へ転任1990退職／2000沢池幼稚園PTA会長／2002穂積小PTA会長／2006茨木市PTA協議会会長／2004NPO法人 Chacha-House 代表理事／2006穂積小校区青少年健全育成運動協議会会長／2006NPO法人子育て広場全国連絡協議会理事／2011穂積地区自主防災会会長／2012穂積地区福祉委員会副委員長
- ◆2008・4茨木市議会議員補欠選挙で初当選／2009・1茨木市議会議員選挙で2期目当選／2013・1選挙3期目当選
- ◆夫、長女、長男、次女夫婦と孫娘

お互いさまと思える茨木に!
生活者の視点を政治に!



あびこ浩子連絡先

電話&FAX 072(624)5480

Email: abiko-h@hcn.zaq.ne.jp

【自宅】茨木市穂積台12-503穂積台グランドコーポ

HP: <http://www.hiroko-abiko.jp>

facebook「安孫子浩子」お友達申請待ってます

後援会事務所 オープン!

12月25日に「あびこ浩子 後援会事務所」をオープンいたしました。この事務所で「あびこ浩子」への支援の輪を広げていくさまざまなことをしていきます。茨木市穂積台6-17後藤ビル101

いろいろな人の集まる場所にして、皆さんのお力をお借りしながら、ワクワクした活動をしていきたいと思えます。

第1弾: 12月27日(火) 午後7時~8時 市制報告会をいたします。

申し込み不要です。直接事務所にお越しください。お問合せは 事務所(601-0475)まで

ご参加お待ちしております。



シニアプラザのクリスマス会。たくさんの方が楽しんでおられました。

医療費控除の特例の創設

健康の維持増進、疾病予防の取組を支援するとともに、自主服薬(セルフメディケーション)を推進するため、個人のスイッチOTC医薬品の購入費用を、医療費控除の対象とする。

1. スイッチOTC医薬品

要指導及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

例) 要指導医薬品: コンタック鼻炎Z、エパデールT等

一般用医薬品: ガスター10、ロキソニンS(第1類)

ダマリンL、フェイタスZ(第2・3類)

2. 医療費控除額

購入費用のうち年間1万2千円を超える額を所得控除(購入費用の上限は年間10万円とし、従前の医療費控除との重複は不可)

※ 次のいずれかを受けていることを控除適用の要件とする。

① 特定健康診査(メタボ健診)

② 予防接種

③ 定期健康診断(事業主健診)

④ 健康診査(人間ドック等)

⑤ がん検診

施行日: 平成30年1月 / 市民税課 電話: 072-620-1614

毎週火曜日・木曜日の朝、JR茨木駅西口下、水曜日の朝、南茨木駅、金曜日の朝、阪急茨木市駅東口南側にて挨拶と通信を配布させていただいています。お急ぎとは思いますが、お時間許せば手に取っていただけましたら幸いです。お声をかけていただけたらとても嬉しいです!

